

【ウェビナー】財務省とジェトロが解説！ EPA利用時のHSコードの調べ方(全2回)

【1日目】

2024年2月14日(水) 14:00～15:30

【オンライン開催(ライブ配信)(You Tube)】

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

石川雅啓

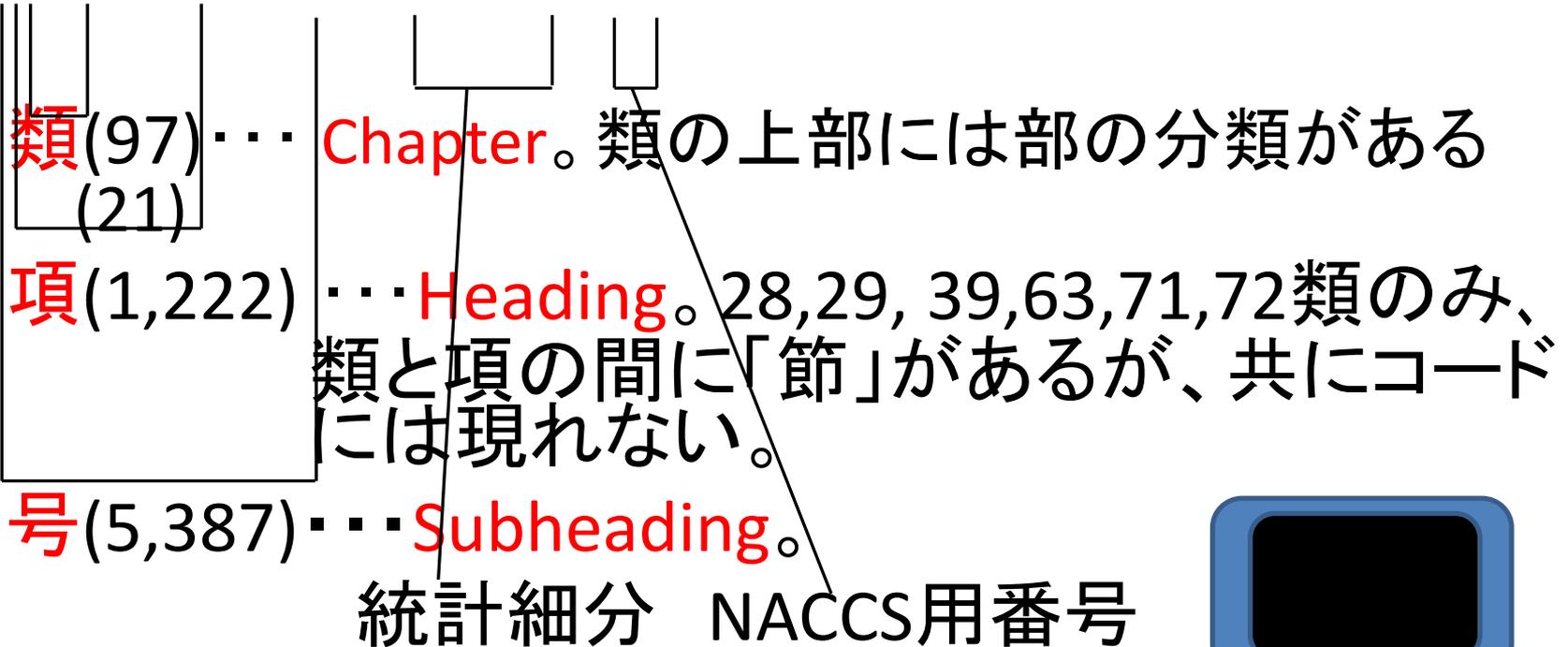
(グローバルBiz専門職大学 教授)

HSコード(6桁)

HSコードの例

8517.13-000. †

スマートフォン(HS2022)の
HSコード



HSコードの上6桁が世界共通

HSコード(類)のカテゴリー【再掲】

1類 ~ 24類	農水産品	} 1類~83類は、「 材質 」による分類 (77類は欠番※)
25類 ~ 71類	軽工業品	
72類 ~ 93類	重工業品	} 84類~97類は、「 機能 」による分類
94類 ~ 97類	雑品	

※① 77類は、将来使用する可能性に備えて保留されている

※② 必ずしも I ~ 83類のすべてが材質分類であるわけではない

HSコード 全97類

1類	生きている動物	26類	鉱石、スラグ、灰	51類	羊毛、獣毛、馬毛	76類	アルミニウム、その製品
2類	食肉	27類	鉱物性燃料	52類	綿、綿織物	78類	鉛、その製品
3類	魚介類	28類	無機化学品	53類	その他の紡織用繊維	79類	亜鉛、その製品
4類	酪農品	29類	有機化学品	54類	人造繊維の長繊維	80類	すず、その製品
5類	動物性生産品	30類	医療用品	55類	人造繊維の短繊維	81類	その他の卑金属
6類	樹木、茎、根、花	31類	肥料	56類	ウオッディング、フェルト	82類	工具、道具、刃物
7類	野菜	32類	染料、顔料	57類	じゅうたん、床用敷物	83類	各種の非金属製品
8類	果実、ナット	33類	精油、化粧品	58類	特殊織物、レース	84類	ボイラー、機械類
9類	コーヒー、茶	34類	せっけん、洗剤、ろうそく	59類	塗布・被覆繊維製品	85類	電気製品、AV機器
10類	穀物	35類	たんぱく系物質、酵素	60類	メリヤス・クロセ編物	86類	鉄道用車両
11類	穀粉、でん粉	36類	火薬類、マッチ	61類	編物衣類、付属品	87類	自動車、二輪車
12類	採油用の種、果実	37類	写真・映画用材料	62類	布帛衣類、付属品	88類	航空機、宇宙飛行体
13類	植物性樹脂、エキス	38類	各種化学工業生産品	63類	その他の衣類、中古衣類	89類	船舶、浮き構造物
14類	植物性組者	39類	プラスチック、その製品	64類	履物、その部分品	90類	光学、測定・医療機器
15類	動植物性油脂	40類	ゴム、その製品	65類	帽子、その部分品	91類	時計、その部分品
16類	肉、魚の調製品	41類	原皮、革	66類	傘、つえ、ステッキ	92類	楽器、その部分品
17類	糖類、砂糖菓子	42類	革製品、バッグ	67類	羽毛製品、造花	93類	武器、鉄砲弾、部分品
18類	ココア、その調整品	43類	毛皮、人造毛皮	68類	石、プラスター、セメント	94類	家具、寝具、クッション
19類	穀物、でん粉調製品	44類	木材、その製品、木炭	69類	陶磁製品	95類	玩具、遊戯・運動用具
20類	野菜、果実の調製品	45類	コルク、その製品	70類	ガラス、その製品	96類	雑品
21類	各種の調製品	46類	わら、組物材料、かご	71類	真珠、貴石、貴金属	97類	美術・収集品、こつとう
22類	飲料、アルコール	47類	木材パルプ、古紙	72類	鉄鋼		
23類	食品残留物、くず	48類	紙、板紙、紙製品	73類	鉄鋼製品		
24類	たばこ、たばこ代用品	49類	書籍、新聞、絵画	74類	銅、その製品		
25類	塩、硫黄、土石類、石灰	50類	絹、絹織物	75類	ニッケル、その製品		

各協定のHSコードのバージョン

HSコードのバージョン	協 定
HS2002年版	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日ブルネイ
HS2007年版	日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー
HS2012年版	日オーストラリア、日モンゴル、TPP11、
HS2017年版	日EU、日米、日英、日タイ(2022年1月1日～※)、日ASEAN(2023年3月1日～※)、日インドネシア(2024年2月5日～※)
HS2022年版	RCEP(2023年1月1日～※)

※いずれも品目別規則について変更

HSコードの改正

HS条約では、締約国に「関税率表」及び「貿易統計」の両方にHS品目表の使用を義務付け(条約第3条)。定期的に改正(2002年以降は5年ごと)。

- 1992年改正 解釈上の明確化のための修辭上の修正
(1,240の項、5,017の号、電力を除く。以下同じ)
- 1996年改正 オゾン層破壊物質のモニタリング、磁気カード等の明確化
(1,240の項、5,112の号)
- 2002年改正 デジタルカメラ、くじら、廃棄物等の明確化
(1,243の項、5,223の号)
- 2007年改正 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
(1,220の項、5,051の号)
- 2012年改正 FAOからの提案の特定動植物、おむつ等衛生用品、バイオディーゼル等の明確化(1,223の項、5,205の号)
- 2017年改正 FAOからの提案の食糧関連、抗マラリア関連)、竹とう製品、ハイブリッド車、自撮り棒(1,229の項、5,387の号)

HSコード2022

HS条約締約国や国際機関から以下のような提案・要請を受け改正された
HS2022年版が**2022年1月1日**に発効予定。

1. **国際機関や条約事務局からの提案**(国連食糧機関(FAO)による昆虫食、木材の分類明確化、バーゼル条約事務局による電気電子機器のくず85.49など)
2. **国際貿易の態様の変化によるもの**(ヨーグルトの範囲拡大、炭素繊維の分類明確化、貿易量僅少による削除(留守番電話、一眼レフカメラ等))
3. **新規商品の出現による新設**(加熱式・電子たばこ24.04、3Dプリンター84.85、スマートフォン8517.13、フラットパネルディスプレイモジュール85.24、ドローン88.06等)
4. **技術革新を踏まえた分類明確化**(耐火セラミック、ガラス繊維、発光ダイオード(LED)、半導体デバイス、電離放射線関連機器等)

事例1**サプライヤー証明書用のHSコード****(内容)**

日本からマレーシアへ、調味油(HS1517.90)を輸出する予定。輸出にあたり日マレーシア協定を利用する。調味油は菜種油等を使うため原材料のHSコードが15類で変更がないため、サプライヤー証明書を提出する。日マレーシア協定は2002年版のHSコード準拠だが、税関ウェブサイトには2002年版が載っていない。15類の部分だけで構わないので、2002年版のHSコード表を入手したい。(2024年1月)

(回答例)

HS2002版準拠の輸出統計品目表のサイトは以下の通り。

<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2004/data/15r.htm>

(輸出統計品目表 2004年1月版)

HSコードのバージョンは5年ごとに更新され、2007年に更新された輸出統計品目表がHS2007版準拠、2002年～2006年に公開された輸出統計品目表はHS2002版準拠となる。

事例2

日本からオーストラリアへ輸出
する際のHSコード

(内容)

日本からオーストラリアへコーヒーマーカーを輸出する。日本の税関にHSコードを確認し、761.510.000(アルミ食卓用品)であると聞いた。7桁目以降は、オーストラリアのコードが何になるかについてはジェトロへ確認するようにアドバイスをもらった。オーストラリアのコーヒーマーカー(アルミ食卓用品)の7桁目以降が何になるか知りたい。(2024年1月)

(回答例)

HSコード上6桁は世界共通、7桁目以降は、各国独自の統計細分。オーストラリアは、全10桁。オーストラリアでの7615.10の後の統計細分は、00.31で、7615.10.00.31。

下記のオーストラリア関税率表で再度ご確認ください。

Australian Tariff Schedule

<https://www.abf.gov.au/importing-exporting-and-manufacturing/tariff-classification/current-tariff/schedule-3/section-xv/chapter-76>

事例3 中国向け輸出の分散機・粉碎機のHSコード

(内容)

日本から中国へ分散機・粉碎機を輸出する予定。すでに当社を退職した別の担当者が中国ではなく別の国に同一の機械を輸出した記録があるが、当時は輸出統計表・関税品目表で調べてHS8479.82で輸出した模様。しかし、今回私が調べたところ、当社の商品は中国ではHS8479.8190が該当するのではないかと考えている。当社の商品の中国での正しいHSコードを知りたい。(2024年1月)

(回答例)

中国にて事前教示制度を活用し、現地での正しい7桁目以降の統計細分を含めた正しい品目分類番号を確認してもらいたい。中国の事前教示制度に関する資料は別添URLの通り。

https://www.gov.cn/zhengce/2017-12/26/content_5723332.htm

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1455871/index.html>

事例4

セット品の原産品判定依頼

(内容)

スパゲッティー(19.02)、トマトソース(21.03)、粉チーズ(04.06)、こしょう(09.04)が入ったスパゲッティーセットは、関税率表の解釈に関する通則3(b)によりHS分類は19.02類となるが、そうなると対比表はスパゲッティー(19.02)の判定だけでよく、トマトソース(21.03)、粉チーズ(04.06)、こしょう(09.04)は何も書かなくて良いか。(2023年1月)

(回答例)

TPP11第3.17条1.では、HS条約に基づく関税表の解釈に関する通則3(a)(b)の場合には、セットのHSコードに対応するPSRに従って判断(セット品の原産地規則としては最も緩和された規則と言えるもの)。日スイスもTPP11と同様。日メキシコ、日チリ、日ペルー、日EU、日英及びTPP11の第3.17条2.のセット品規定は、それぞれの構成要素ごとに判定(日マレーシアや、日インドネシアも)。RCEPでは明確な規定がない。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

電話: 03-3582-4943 (EPA相談窓口・東京)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

【ご注意】

本講座の内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。ジェトロおよび講師は資料作成にはできる限り正確に記載・発言するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行って頂きますようお願い申し上げます。

本講座の内容や資料によって万が一不利益を被る事態が生じましてもジェトロおよび講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。